

# 岩手高等学校 ハンドボール部OB会会則

## (名称)

第1条 本会は、「岩手高等学校ハンドボール部OB会」と称する。

## (目的)

第2条 本会は、岩手高等学校ハンドボール部の伝統を基として、会員相互の親睦並びに岩手高等学校ハンドボール部の発展に寄与することを目的とする。

## (役員)

第3条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 幹事 若干名

## (役員の仕事)

- 第4条
- 1 顧問は会の諮問に応じる。
  - 2 会長は、ハンドボール部OB会の会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
  - 4 幹事長は、幹事を統括し実務を担当する。
  - 5 幹事は、幹事長とともに、会の運営実務を担当する。

## (任期)

第5条 役員の仕事は、2年とし再選を妨げないことにする。

## 付則

この規約は、平成24年12月12日から施行する。